

## 規制の事前評価書（金融庁）

### 1. 政策の名称

電子債権記録機関の指定に関する規定

### 2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課調査室

### 3. 評価実施時期

平成 20 年 6 月 20 日

### 4. 規制の目的、内容及び必要性

#### （1）現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

##### ①現状と問題点

企業間信用の手段である手形には、紛失・盗難のリスクや作成・保管のコストなど紙媒体を利用することに内在する問題があり、また、指名債権には、二重譲渡のリスクや債権の存在確認のコストなどの問題があったところ、事業者が資金調達を行う際の制約要因となっていた。

経済社会の IT 化が進展し、商取引・金融取引の分野にも電子的手段を用いたサービスが広がりを見せる中で、これらの問題を克服し、中小企業者を含む事業者の資金調達環境を整備するため、電子的な記録によって権利の発生等の効力を生じさせ、取引の安全や流動性を確保する新たな制度を創設するため、電子記録債権法が整備されることとなった。

##### ②規制の新設の目的及び必要性

電子記録債権の権利の内容や帰属は、電子債権記録機関（以下「記録機関」という。）が調製する記録原簿に電子記録されることにより定まることとなる。このため、記録機関には、十分な体制整備の下、記録原簿を適切に管理する業務遂行能力を求める必要がある。また、記録機関が破綻した場合には、社会的に大きな混乱も生じかねないことから、電子記録債権を利用者が安心して利用できる制度であるために、記録機関には、記録機関の参入を阻害することなく、電子記録債権の多様な利用も可能となるように考慮しながら、安定的・継続的に電子債権記録業が営めるよう、破綻を回避し、システム投資などができる一定の財産的基盤を有することを求める必要がある。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

電子記録債権法第 51 条、52 条、53 条、電子記録債権法施行令（案）第 12 条について

(3) 規制の新設又は改廃の内容

電子記録債権法は、第 51 条、52 条、53 条において、記録機関の申請事項に関する事項を規定しており、本法施行のため政省令により、指定申請書の添付書類（金融庁において監督している他の機関に係る添付書類に準じたもの）や記録機関の資本金について必要な事項を定める。資本金及び純資産については、記録機関に対して十分な財産的基盤を求めするため、電子記録債権法においてその額を 5 億円以上の政令で定める金額以上とすることが規定されたところであるが、政令において当該金額を「5 億円」と規定することとする。

5. 想定される代替案

資本金及び純資産について、政令で定める金額を 10 億円とする（その他については、本案と同じ）。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

記録機関の指定を受けようとする者において、資本金を調達するための費用が発生する。

② 代替案

記録機関の指定を受けようとする者において、資本金を調達するための費用が発生する。ただし、本案に比べ金額が高いことから資金調達コストも増大する。

(2) 行政費用

① 本案

国において、記録機関の指定を受けようとする者及び資本金の額を減少しようとする記録機関から申請を受けた際に、資本金及び純資産の額に係る審査に伴う費用が必要である。

② 代替案

国において、記録機関の指定を受けようとする者及び資本金の額を減少しようとする記録機関から申請を受けた際に、資本金及び純資産の額に係る審査に伴う費用

が必要である。

### (3) その他の社会的費用

#### ①本案

記録機関は、主に記録原簿への発生、譲渡等の記録を専門として行う株式会社でありリスクは限定的であることや、会社法の大会社としての規制を受けることから、本案で一定の財産的基礎が確保されると考えられるとともに、5億円という金額は電子記録債権法で求めている資本金及び純資産の最低額であることから、記録機関の競争可能性や電子記録債権制度の多様な利用を阻害することもなく、社会的費用が発生するおそれは最も少ないと考える。

#### ②代替案

記録機関は、主に記録原簿への発生、譲渡等の記録を専門として行う株式会社でありリスクは限定的であることや、会社法の大会社としての規制を受けることから、代替案でも一定の財産的基礎が確保されると考えられるものの、本案に比べ高額の資本金及び純資産を求められることから、参入企業の事業内容や規模によっては参入規制となり、記録機関の設立が阻まれ、株式会社形態をとった目的の1つである競争可能性を奪い、業務運営の効率化の妨げになったり、事業内容・規模に見合った資本金及び純資産の額の設定が本案よりも難しく、多様な電子記録債権の出現の妨げとなるなど、社会的費用が発生するおそれがある。

## 7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

#### ①本案

最低資本金の額を5億円とすることで、会社法上の「大会社」となり、会社法において会計監査人の設置や内部統制システムの構築が求められることから、経営の透明性の向上が図られる。

また、一定の財産的基礎を有することで、破綻の回避、システム投資等が可能となり、安定的・継続的な電子債権記録業の運営が可能となる。なお、5億円という金額は、電子記録債権法で求めている資本金及び純資産の最低額であることから、最も参入が容易となり、競争可能性を高め、多様な電子記録債権の出現に資するものであると考える。

#### ②代替案

最低資本金の額を10億円とすることで、会社法上の「大会社」となり、会社法において会計監査人の設置や内部統制システムの構築が求められることから、経営の透明性の向上が図られる。

また、一定の財産的基礎を有することで、破綻の回避、システム投資等が可能となり、安定的・継続的な電子債権記録業の運営が可能となる。

#### 8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

本案については、資金調達費用や審査に伴う費用が発生する一方で、一定の財産的基礎を求めることは、記録機関の安定的・継続的な電子債権記録業の運営を可能とし、電子記録債権を利用者が安心して利用できる制度とするために必要であることから、本案の採用は適当である。

また、本案と代替案を比較すると、両案ともに会社法上の大会社への規制が適用されることで、経営の透明性は高められ、かつ記録機関は電子債権記録業を専門としておりリスクが限定的であることから、安定的・継続的な電子債権記録業を営むのに必要な一定の財産的基礎が確保されと考えられる。一方、5億円という金額は電子記録債権法で求めている資本金及び純資産の最低額であるものの、代替案のとおり資本金及び純資産の額を10億円とした場合には、参入企業の事業内容や規模によっては、資金調達コストの増大等から参入規制ともなりかねず、株式会社形態をとった目的の1つである競争可能性を確保し業務運営の効率化を図ることが難しくなることも懸念され、かつ多様な電子記録債権の利用の阻害要因ともなりかねない。よって、本案を採用することが適当である。

#### 9. 有識者の見解その他関連事項

金融審議会金融分科会第二部会及び情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ報告「電子登録債権法（仮称）の制定に向けて～電子登録債権の管理機関のあり方を中心として～」（平成18年12月21日）において、「利用者が電子登録債権を安心して利用できるようにするためには、管理業が安定的・継続的に行われ、その破綻を回避する必要がある。また、適切なシステムを維持するための投資能力、不実の登録などの責任を負った場合に備えた賠償能力等を管理機関が有する必要がある。このため、管理機関には一定の財産的基礎が必要であり、適切な形で外部審査が実施される必要がある。」「電子登録債権制度が円滑に導入され、管理機関が安定的・継続的に運営されるよう、利用者の利便性や管理機関のコストにも配慮しつつ、具体的な制度設計の検討を行うことが望まれる。」とされている。

#### 10. レビューを行う時期又は条件

電子記録債権法の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。